

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する 法律の施行に向けて

(一社) 日本建材・住宅設備産業協会
合法伐採木材法（グリーンウッド法）運用協議会

- 1. 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会（建産協）の概要**
- 2. 合法伐採木材法（クリーンウッド法）運用協議会の活動**
- 3. 建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法
（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）
運用ガイド(改定版) のご紹介**

1.一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会（建産協）の概要

建産協とは

建材・住宅設備のメーカー・団体を会員とする業界団体。多種多様な建材・住宅設備の業界全体の発展と社会的プレゼンスの向上のため、業界の横断的課題や個々の企業・団体では対応が困難な課題に取り組むとともに、業界を代表し先導する役割を担っています。

沿革

1949年 (社)日本建設材料協会として発足
1988年 (社)日本建材産業協会に改組
2005年 (社)日本建材・住宅設備産業協会に改名
2012年 (一社)日本建材・住宅設備産業協会に移行

会員

総会員数 : 110
正会員 : 85 (企業 : 48、団体 : 37)
賛助会員 : 25 (企業 : 7、団体 : 18)

※2025年1月現在

体制

会長：瀬戸 欣哉
(株)LIXIL取締役代表執行役社長兼CEO)
正副会長会社：
AGC、三協立山、大建工業、TOTO、
パナソニック ハウジングソリューションズ、
LIXIL、YKK AP

主要事業

- ・グリーン建材の国際標準化事業
- ・IoT住宅の安全基準の国際標準化事業
- ・リフォーム推進事業
- ・カタラボ事業
- ・ZEH・断熱材の普及促進事業
- ・品質・環境事業（クリーンウッド法対応）

2.合法伐採木材法（グリーンウッド法）運用協議会の活動

第1期

2016年6月 協議会発足（11社・7団体・オブザーバー（経済産業省））

2017年9月 「運用ガイドライン」制定（リビングアメニティ協会と連名）

2017年10月 会員向け説明会

2017年11月 第21回WGをもって一旦活動休止

※当時、対象物品が不明瞭な時に発足したため、メンバーに非木材関連事業者、住宅会社を含む。

第2期 改正対応のため活動開始

2021年9月～ 林野庁「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」委員参加

- ・検討会参加を通じて協議会WGメンバーへの情報共有や意見照会等を実施

- ・会員の運用状況や協会としての意見発信

2024年2月～ 経済産業省「家具・紙等業界におけるCW法の円滑な流通・利用促進協議会」委員参加

- ・戸及びその枠が追加される方針が示され、建産協として実運用に適した運用の在り方や対象品目に

- 関する考え方等を随時主張

2024年12月 「建材・住宅設備メーカーのグリーンウッド法運用ガイド」を改定し、1月に協会HP上で公表

2025年1月 運用協議会WGを開催

1. 法令内容の理解・情報収集・運用への提案

2. 建材・住宅設備業界における「木材等」の明確化

3. 合法性情報の伝達（カタログ等の表示）手法の提示

建材・住宅設備メーカーのためのグリーンウッド法運用ガイド 制定

4. 会員への周知、取組の促進、ガイドラインの普及

説明会の開催 ・ 建設会社・住宅会社等からの質問への対応

3. 建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法運用ガイド(改定版) 導入部 (1/2)

掲載先：https://www.kensankyo.org/business/cleanwood_rev.pdf

建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法

(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律) 運用ガイド (改定版)

平成29年9月8日制定

2024 (令和6) 年12月13日改定

平成29年5月20日にクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）が施行となりました。クリーンウッド法は伐採国で合法に伐採された木材等の流通を促進することで、国際的な問題となっている木材の違法伐採を抑制するための法律です。

住宅等に用いられる建材・住宅設備について、会員がクリーンウッド法を適切に運用することを目的とし、1. 「木材等」の考え方の整理、2. カタログ等への表記の例、3. 合法性の情報提供の例をまとめた運用ガイドを(一社)日本建材・住宅設備産業協会、(一社)リビングアメニティ協会で策定しました。

今回、2025年4月1日の改正クリーンウッド法施行に備え、従来のガイドラインに次の主な変更点を反映した改定版を発行いたします。

1. 対象物品として「戸及びその枠」が追加されました。
2. 「主として木材を使用したもの（木材部分が重量比50%以上）」の考え方の撤廃に伴い、「主な部材」に木材を使用した場合は、全てクリーンウッド法の対象になります。
3. 譲渡し時の情報提供に記載する合法性確認に関する表記例を変更しました。

尚、今回の改正で、合法性確認に関する「情報伝達」は、メール等での送付、納品書や梱包への印字など取引事業者との1対1での伝達と定義され、従来の運用ガイドで示していたカタログやホームページを用いる方法は「情報伝達」には該当しないこととなりました。従って、本運用ガイドの位置付けは、納品書などの「情報伝達」の補足として取引事業者へ「情報提供」する際の表記方法の運用方法を示すものとなります。

3. 建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法運用ガイド(改定版) 導入部 (2/2)

クリーンウッド法に関する行政からの情報をご覧の上、合法的な木材等の調達を行い、顧客へ合法性に関する情報提供を適切に行ってください。

※このガイドに基づくクリーンウッド法への対応は、各会員の責任での運用となります。

※また、法に基づく「情報伝達」への対応は、下記参考資料の林野庁、経済産業省のガイドライン等に基づき、各会員の責任で実施してください。

※対象となる製品等に関するお問合せ等は、会員各社へ直接お願いいたします。

建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）運用ガイド（改定版）

<http://www.kensankyo.org/doc/cwlguideline.pdf>

※法令、行政からの情報に変更があった場合は、必要に応じて運用ガイドの改定を行います。

（次ページ以降に、改正クリーンウッド法に関する行政からの情報及び本運用ガイド説明会等のQ&Aを示します。）

■ 改正クリーンウッド法に関する行政からの情報

・クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」（林野庁）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>

➡運用説明資料：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について（令和6年8月版）

・「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン（令和6年6月28日発行）

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/gouhoumokusai.html

※上記資料は随時更新されていきます。各資料の最新版は、上記リンクのホームページより逐次入手してください。

3. 建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法運用ガイド(改定版) 全4ページ

平成29年9月8日制定
2024(令和6)年12月13日改定
(一社)日本建材・住宅設備産業協会
(一社)リビングアメニティ協会

クリーンウッド法において、(一社)日本建材・住宅設備産業協会または(一社)リビングアメニティ協会会員で木材等を扱う企業は第2種木材関連事業者に該当します。本運用ガイドは、会員の第2種木材関連事業者が、他の第2種木材関連事業者に対して「木材等」である建材・住宅設備を譲渡す際に、木材等の合法性に関する情報提供について運用方法を示したものです。

クリーンウッド法は、法令に適合して伐採された木材や木材製品(合法伐採木材等)の流通及び利用を促進する目的として、2016年に制定された法律です。また、2023年5月に改正クリーンウッド法が公布され、2025年4月より施行されます。第2種木材関連事業者は下の資料を参照し、合法性確認木材等の流通促進の努力義務を順守してください。

クリーンウッド法に関して順守すべき内容

- クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」(林野庁)
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>
 - ・ 運用説明資料: 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)の改正について(令和6年8月版)
- 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく 合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン(令和6年6月28日発行)
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/gouhoumokusai.html

※上記資料は随時更新されていきます。各資料の最新版は、上記リンクのホームページより逐次入手してください。

本運用ガイドは、建材・住宅設備ではカタログ等での製品選定と受発注と多段階の流通形態、メーカー・流通共に納品書等には「木材等」以外の製品(無機系製品、金属製品など)も記載されることを考慮し、メーカー起点でサプライチェーン全体で合理的な合法性情報が提供できるよう策定しました。この運用により、消費者や建築事業者、流通販売事業者が木材等の合法性を確かめて、製品の選定を行うことができるようになります。

合法伐採木材等の利用促進は、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展に繋がります。木材調達においては、合法性が確認された木材等を積極的に取り扱うように努めてください。

1. 「木材等」の定義から除かれるもの

クリーンウッド法第13条では第2種木材関連事業者に対して「木材等」に該当する製品について、「合法性確認木材等であるか否か」を商品譲渡した木材関連事業者へ情報伝達することを求めています。どの製品が「木材等」に該当するかについては主務省が公表したガイドラインに基づいて判断してください。

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく 合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン(令和6年6月28日 経済産業省 林野庁 国土交通省)

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/guideline.pdf

※本ガイドラインの制定により、従来のガイドラインから2点変更点がありますので、ご注意ください。

- 1) 対象物品として「戸及びその枠」が追加
- 2) 「主として木材を使用したもの(木材部分が重量比50%以上)」の考え方の撤廃に伴い、「主な部材」に木材を使用した場合は、全てクリーンウッド法の対象になります。

※P.4～「対象物品の解釈と具体例 2. 家具・紙等の対象物品について(5)(6)」に「木材等」の定義から除かれるものが整理されています。

※ 定義から除かれる製品の資材としてクリーンウッド法の「木材」を調達する際は、合法性確認情報を受け取っても記録・保存の必要はありません。

※ 定義から除かれる製品はクリーンウッド法第13条に基づく「合法性確認木材等か否かを伝達」することは不要です。

※ 定義から除かれる製品の譲渡とは別に、木材調達方針等に、「木材を譲受ける場合に当該木材について合法性確認木材を選んでいる」旨を記述いただき、その内容を取引先に説明することを妨げるものではありません。

お取引先(販売事業者様、建築事業者様)へ「家具の定義から除かれるもの」「建材・建具の定義から除かれるもの」に記載された商品に関しては、「木材等」に該当しないため、クリーンウッド法に基づく合法性確認の情報の提供は行わないことをご説明ください。

2. 譲渡時の情報提供(書面等の提供)に記載する合法性確認に関する表記の例

第2種木材関連事業者は資材として仕入れる「木材等」の合法性確認について、仕入れ先の事業者より「合法性確認木材であるか否か」の情報を受け取ります。加工後に「木材等」として販売する製品について、カタログ・ホームページ等に合法性確認に関する表記を行う場合は下の表現を参考にしてください。

Aの表記のみでは意味が伝わらないので、カタログ・ホームページ等には、Bを参考に説明を少なくとも1箇所に掲載するようにしてください。

製品	A.合法性に関する表記	B.説明の例
木材等	クリーンウッド法 合法性確認済	・クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法令に基づく「合法性確認木材等」である確認ができた製品です。 ※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
	合法性確認木材等でない木材等を含む	・クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当していますが、一部に合法性確認木材等でない木材等が含まれている製品です。
	情報無し	・クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当していますが、法令に基づく「合法性確認木材等」の情報を得られていない木材等を用いた製品です。
木材等に該当しない 対象外製品	対象外	・クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当しない製品です。

注意: 第1種木材関連事業者から「木材等」に該当する製品を調達する場合は、必ず合法性確認に関する情報が伝達されますが、第2種事業者からの調達では、情報が伝達されない場合があります。その場合は、情報伝達を催促する等、情報を入手するよう取り組んでください。それでも一部またはすべての情報が得られない場合は「合法性確認木材でない木材を含む」または「情報なし」と記載し、「クリーンウッド法の『木材等』」に該当するが、合法性に関する確認情報が一部またはすべて得られていない製品である」ことを併せて記載してください。

【表記例】

製品	仕様	合法性確認情報	登録等
家具(椅子、机、棚、 収納用じゅう器など) 戸	主な部材に木材を使用	クリーンウッド法合法性確認済	※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
		合法性確認木材等でない木材等を含む 又は 情報無し	—
	部品のみに木材を使用	対象外	—
フローリング 戸の枠	基材が木材(合板、OSB、 挽き板など)	クリーンウッド法合法性確認済	※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
		合法性確認木材等でない木材等を含む 又は 情報無し	—
	基材がPB、MDF、金属等	対象外	—

※「主な部材」「部品」は前頁の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく 合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン(令和6年6月28日 経済産業省 林野庁 国土交通省)をご覧ください。

3. 納品書の補足としてカタログ・ホームページ等を用いた合法性確認の情報提供

建材・住宅設備の納品書等には「木材等」以外の製品も記載されている場合や、「合法性確認木材等か否か等の情報」を印字するスペースを確保できない場合があります。合法性確認に関する情報をカタログ・ホームページ等に掲示することで、個別の取引については品番等を用いて書類等を照合することで行えます。お取引先が確実にカタログやホームページに到達できるよう、書面など(PDF資料や説明の掲載されたURLのメールでの送付も含みます)によって十分な説明を行ってください。

※合法性に関する情報を記載したカタログ・ホームページ等は、当該製品の販売終了から5年間保管または公開を行ってください。

■製品に関する合法性情報(カタログの例)

[illegible]

■「木材等」該当製品を一覧表にまとめた例(ホームページ等に掲載する場合)

木材等	製品名称等	クリーンウッド法 合法性確認済	登録等
棚	シェルフセット	○	第二種登録木材関連事業者 ○○○○
収納用 じゅう器	玄関収納○○シリーズ△△タイプ (品番ABCで始まるもの)	○	—
フローリン グ	床材 Aシリーズ (品番DEF-○○)	○	第二種登録木材関連事業者 ○○○○
戸	内装ドア ○○シリーズ	○	—

■ 第2種事業者同士の情報伝達でも、取引先から合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、より川上の木材関連事業者に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストをする場合には、カタログ・ホームページ等を用いた間接的な方法での確認は可能です。（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和7年4月施行）第3条第2号）

(補足)

- ・輸入等をしている第1種事業者向けに、追加で補足資料を作成・検討中。
- ・内容が確定次第、今回ご紹介した運用ガイドの補足資料として、当協会HPに公開予定。

掲載先：https://www.kensankyo.org/business/cleanwood_rev.pdf

ご清聴ありがとうございました。